

高齢者 補聴器 購入を助成します



あなたの聞こえ、大丈夫ですか？
聞こえにくさに気づいたら
「高齢者補聴器購入費助成事業」を
ご活用ください！

対象と なる方

- 三芳町在住の65歳以上の高齢者
- 医師が補聴器を必要と認めた人(40dB~70dB)
(耳鼻咽喉科の意見書が必要)
- 身体障害者手帳の交付対象とならない人
- 町税等の滞納がない人



高度難聴と診断されたかたは、
補装具費の支給を受けられる
場合があります。
お問い合わせください！

助成金額

上限

片耳：最大2万円まで
両耳：最大4万円まで

*助成は1人1回限りです

〈対象外費用〉

- ・付属品の購入に要する費用
- ・診察料、検査料等の受診料
- ・意見書作成にかかる文書料
- ・補聴器の修理費用やメンテナンス費
- ・送料等



HPはこちら

* 交付決定前に購入した補聴器は助成対象外です。

* 詳しくは、ホームページをご確認ください。

助成の流れは裏面へ

★ 助成までの流れ ★

書類の準備ができれば↓

① 事前確認票入手

事前確認票に記入し福祉課へ提出
※出張所では受付できません
〈入手方法〉
町のホームページからダウンロードする。
または、福祉課でもらう。

② 町から申請書類が送られてくる

町から申請書類が送られてくる。
 申請書
 医師意見書

③ 耳鼻咽喉科を受診・検査

耳鼻咽喉科へ医師意見書(記入用紙)
を持参し受診する。

受診の結果
40dB~70dB で
補聴器が必要と
診断されたら

診察費用・検査費用と
意見書の文書料は
自己負担です
助成が受けられなかつ
た場合にも返金は受け
られません

医師に医師意見書を記入してもらおう。

④ 補聴器販売店で見積書をもらう

補聴器の見積書をもらう。



交付決定前に購入した補聴器は、
助成対象外となります。

⑤ 助成を申請する

郵送または窓口へ書類の提出
 申請書
 医師意見書
 補聴器の見積書

⑥ 町から書類が送られてくる

町から交付が決定すると郵送で下記
書類が送られてくる。
 交付決定通知書
 助成金請求書

⑦ 補聴器を購入

見積書をもらった、補聴器販売店で
補聴器を購入する。

⑧ 町へ助成金の請求をする

郵送または窓口へ書類の提出
 助成金請求書
 領収書の写し
 保証書の写し
(型式等が確認できる書類)

助成金を指定の口座にお振込み

⑨ お問い合わせ・申請先



〒354-8555

三芳町大字藤久保 1100 番地 1

三芳町役場 福祉課

代表電話 049-258-0019

※出張所では受付できません。